

国際スポーツ大会開催補助金交付要綱

(通則)

第1条 国際スポーツ大会開催補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、国際スポーツ大会の開催に要する経費の一部を補助し、もってスポーツの振興及び国際親善を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

(1) 本市内のアマチュアスポーツ団体が行う国際スポーツ交流事業

(2) 前号にかかげる事業のほか、市長が特に必要と認めるもの

2 交流事業は、本市内のアマチュアスポーツ団体と国外のアマチュアスポーツ団体との交流とする。交流の内容や日程が具体的に定められ、相手側の対応が文書で確認できること。

(補助事業者)

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる補助事業を主催するアマチュアスポーツ団体は、次の各号のいずれかに掲げる組織とする。

(1) (公財)日本スポーツ協会、(公財)福岡県スポーツ協会又は(公財)福岡市スポーツ協会に加盟する競技団体及びその加盟団体

(2) 全国的に組織されたスポーツ振興を主たる目的とする団体、その構成団体又はそれらの団体に加盟する競技団体

(3) 本市内全域で組織された、第1号に掲げる団体と同等程度の活動実績を有する競技団体

2 前項に規定する団体は、同一年度内に1回のみ補助対象とすることができるものとする。

(補助金を交付できるもの)

第5条 補助金を交付できるものは、補助事業を主催する団体で市税に係る徴収金を滞納していないものとする。

2 前項のものについては、公募により募集する。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第7条 第3条第1号及び第2号に掲げる補助事業の補助金の額については、予算の範囲内において、かつ、別表第3に定める補助金額の範囲内で市長が決定し交付する。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、前項に定める金額を超えて、補助金を交付することができる。
- (1) 姉妹都市等、本市が特に国際交流を推進する必要がある都市及びその国とのスポーツ交流事業
 - (2) その他特に市長が必要と認める場合

(申請手続)

第8条 第3条第1号及び第2号に掲げる補助事業を主催する団体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 開催要項
- (2) 収支予算書
- (3) 補助事業を主催する団体の規約等
- (4) 相手側の対応を確認できる文書

2 前項に掲げる団体は、補助金交付申請書を提出するにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額(補助金を財源として行う仕入れに要する経費のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条に掲げる団体から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金を交付するか否かを決定し、交付することに決定したときはその旨を交付決定通知書により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた団体は、補助事業終了後すみやかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類
- (2) 収支決算書

2 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした団体は、前項に定める実績報告書を提出するにあたって、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした団体は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書に添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により前条に掲げる団体に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の開催を中止した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則又はこの要綱に違反した場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業を実施する団体（第4項において「補助事業者」という。）が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(適用除外)

第14条 本市から別の補助金の交付を受けている場合、本要綱は適用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成6年5月18日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日一部改正（事業経費、暴力団の排除）

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1 補助対象経費

区分	内容
使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費、会場撤去費等
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
旅費	交通費、宿泊費等
印刷費	プログラムの印刷代等
消耗品費	事務用品、競技用具、トロフィー代等
通信・運搬費	郵便料金等
保険料	傷害保険等
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表第2 補助対象外経費

区分	内容
人件費	主催者構成員に支払う手当
団体の経常的な運営経費	事務室の賃借料等
有料プログラム作成にかかわる経費	—
大会開催にかかわる賞金	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
食糧費	ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代、茶菓代等は、必要最小限の範囲で補助対象とする。 また、国際大会の歓迎会など大会開催に欠かせないと認められるものについても、補助対象とする。
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	

別表第3 補助金額

補助対象経費	補助金限度額
3,000,000円未満	40,000円
3,000,000円以上	80,000円

国際スポーツ大会出場補助金交付要綱

(通則)

第1条 国際スポーツ大会出場補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年規則第35号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、国際スポーツ大会への出場に要する経費の一部を補助し、もってスポーツの振興を図ることを目的とする。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業(以下「補助事業」という。)とする。

(1) (公財)日本スポーツ協会に加盟する団体が派遣を決定する、国外で開催される国際スポーツ大会であること。なお、派遣は、当該団体が実施する予選会等の結果に基づいて決定されたものであること。

(2) 前号に掲げる国際スポーツ大会のほか、市長が特に助成の必要があると認めるもの。

(補助対象者)

第4条 第3条第1号及び第2号に規定する補助事業の補助対象者は、次の各号のいずれかに掲げる個人とする。

(1) 本市内に住所を有する者であって、小学校、中学校の児童及び生徒

(2) 本市内の小学校、中学校に通学する児童及び生徒

2 前項に規定する個人は、同一年度内に1回のみ補助対象とすることができるものとする。

(補助金を交付できるもの)

第5条 補助金を交付できるものは、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる児童及び生徒の保護者又はその監督、コーチ等の指導者(以下「引率責任者等」という。)で市税に係る徴収金を滞納していないものとする。

2 前項のものについては、公募により募集する。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

(補助金の額)

第7条 第3条第1号及び第2号に掲げる補助事業の補助金の額については、予算の範囲内において、かつ、補助対象経費に10/10を乗じた額とし、一人当たりの補助金額20,000円の範囲内で

市長が決定し交付する。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、前項に定める金額を超えて、補助金を交付することができる。
 - (1) 姉妹都市等、本市が特に国際交流を推進する必要がある都市及びその国とのスポーツ交流事業
 - (2) その他特に市長が必要と認める場合

(申請手続)

第8条 引率責任者等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、国際スポーツ大会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国際スポーツ大会開催要項
- (2) 出場する児童、生徒の名簿
- (3) 国際スポーツ大会出場日程
- (4) 国際スポーツ大会出場収支予算書
- (5) その他補助金交付決定に必要な書類

- 2 引率責任者等は、前項に定める補助金交付申請書を提出するにあたって、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助金を財源として行う仕入れに要する経費のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、引率責任者等から補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ補助金を交付するか否かを決定し、交付することを決定したときはその旨を交付決定通知書により、引率責任者等に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた引率責任者等は、補助事業終了後すみやかに、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果を証する書類
- (2) 国際スポーツ大会出場収支決算書

- 2 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした引率責任者等は、前項に定める実績報告書を提出するにあたって、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。
- 3 第8条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした引率責任者等は、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る

部分の金額)を消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書に係る書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査のうえ交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により前条に掲げる引率責任者等に通知するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国際スポーツ大会が中止された場合又は国際スポーツ大会への出場を中止した場合若しくは国際スポーツ大会への出場人数が減少した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の交付に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があった場合
- (4) 福岡市補助金交付規則またはこの要綱に違反した場合

2 市長は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(以下「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する 場合

3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し当該申請者の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(適用除外)

第14条 本市から別の補助金の交付を受けている場合、本要綱は適用しない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表第1 補助対象経費

区分	内容
参加料	参加料、保険料
旅費	交通費、宿泊費
その他市長が補助事業の実施に必要と認めるもの	

別表第2 補助対象外経費

区分	内容
食糧費	—
航空機及び新幹線の特別料金	ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン席料金等
その他市長が補助対象経費として適当でないと認めるもの	